



< 報道発表資料 >

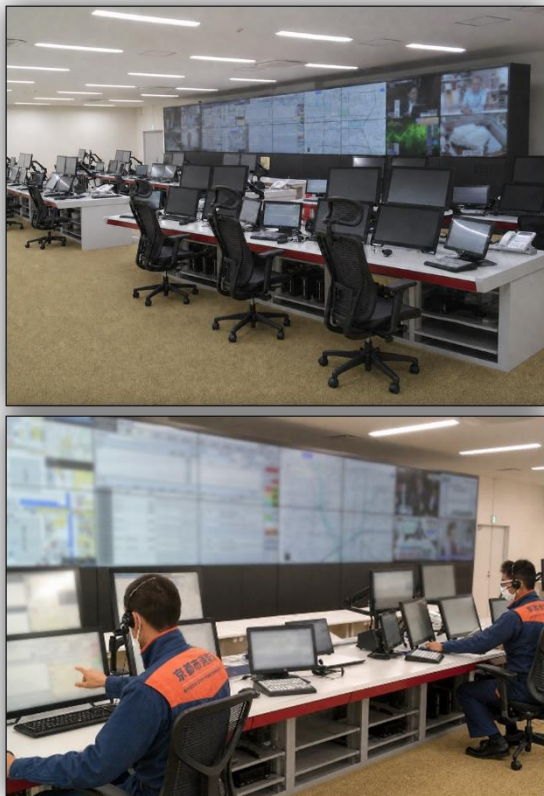
令和 8 年 9 月 1 4 日
京田辺市消防本部消防総務課

「京都府南部消防指令センター」の共同運用開始

京都市を含む京都府南部地域の 9 団体では、119 番通報を受信し、消防隊や救急隊などへの出動指令を行う消防指令センター(名称:京都府南部消防指令センター)の共同運用に向けた整備を進めてきました。

この度、京都府南部消防指令センターの整備が予定どおり進捗したことから、令和 8 年 12 月 1 日から、京都市を含む京都府南部地域の 5 団体による第 1 期運用(仮運用)を開始します。

なお、第 1 期運用(仮運用)開始後も、119 番通報の方法に変更はありません。



【京都府南部消防指令センターの概要】

● 共同運用を行う団体 (9 団体)

運用区分	団体名 (市・町・消防組合)	仮運用開始時期	本格運用開始時期
第 1 期運用 (5 団体)	京都市、京田辺市、久御山町、精華町、 乙訓消防組合	令和 8 年 12 月	令和 9 年 4 月
第 2 期運用 (9 団体)	第 1 期運用の 5 団体、宇治市、城陽市、 八幡市、相楽中部消防組合	令和 11 年度下半期	令和 12 年 4 月

※ 各団体における消防指令システム等の更新時期が異なるため、京都府南部消防指令センターの整備は、第 1 期と第 2 期の 2 期に分けています。これに伴い、運用開始時期についても 2 期に分けています。令和 12 年 4 月には、全 9 団体における第 2 期の本格運用を開始する予定です。



- 消防指令センターの共同運用による効果
 - ・ 119番通報の受信・処理能力の向上
 - ・ 消防相互応援の迅速化
 - ・ 消防体制の充実・強化及び財政面の効果
- 設置場所
京都市消防学校（京都市南区）

【119番通報回線の切替え時期等】

- 令和8年11月下旬に、京都市消防指令センターの119番通報回線を消防局本部庁舎（中京区）から京都市消防学校（南区）に切り替えます（京都市消防指令センターを京都市消防学校に移転します。）。
- 令和8年12月1日から令和9年3月31日までを京都府南部消防指令センターの第1期仮運用期間とし、この期間中に第1期運用の団体（京都市を除く4団体）の119番通報回線を順次、京都府南部消防指令センターへ切り替えて第1期仮運用を実施します。その後、令和9年4月1日から第1期本格運用を開始します。

【市民の皆さまへのお知らせとお願い】

- 共同運用後も、119番通報の方法に変更はありません。
- 京都府南部消防指令センターでは京都市以外の地域からの通報も受け付けるため、令和8年12月1日以降に通報される際は、住所を「京田辺市〇〇□□」のように、「京田辺市」（市町村名）からお伝えください。
- 音声通話による119番通報が困難な方を対象とした緊急通報用ファクシミリ（通称「消防ファクシミリ」）の番号が変更となります。利用登録者の皆さまには個別にお知らせしますので、ご注意ください。
- 共同運用によって、消防署の位置や管轄地域に変更はありません。また、消防隊や救急隊などの出動体制にも変更はありません。

【その他】

第1期本格運用開始前に、改めて報道発表を行います。

<お問合せ先>

京都市消防局総務部総務課
電話：075-212-6629